

概要

- 平成30年7月の「医療法及び医師法の一部を改正する法律（法律第79号）」の施行に伴い、令和3年4月以降に臨床研修を開始する研修医の募集定員は、地域医療対策協議会での協議を踏まえ、県が決定することとされている。
- 令和2年12月14日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室事務連絡「令和4年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について」において、山形県の令和4年度募集定員の設定上限【127名】が示された。
- 令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員及び募集定員の算定方法を次のとおりとしてはどうか。

募集定員の算定方法（案）

○ 基本的な考え方

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（厚生労働省医政局長通知）」を踏まえ、これまで国で実施してきた方式を参酌した上で算定した令和3年度の募集定員の算定方法をベースに、新たな要素である地域密着型臨床研修病院における地域医療重点プログラムを加味したうえで算出する。

○ 算定方法

基礎数

+

加算要素

により算定

基礎数の考え方

- (1) 直近3年間の研修医受入実績の最大値に、医師少数区域の基幹型臨床研修病院への配分を加算し算定
- (2) 医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院に対して1名を配分

加算要素の考え方

- (1) 医師派遣加算
 - ・ 医師が不足する地域への支援を考慮し、前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20名以上の場合を1とし、5名増える毎に1を加え、80名以上の場合13を配分
- (2) 小児科・産科加算
 - ・ 医師が不足する小児科・産科医師の養成を支援する観点から、小児科・産科研修プログラムを設置する病院には4名を配分

(3) 医師確保促進加算

- ・ 研修医の増加を促進する観点から、研修医確保に向けた取組みを基幹型臨床研修病院に聴取した上で配分

(4) 地域医療重点プログラム加算【新規】

- ・ 地域医療重点プログラムにおける地域枠等限定選考による採用予定人数を配分
- ※地域密着型臨床研修病院に1名を配分

○ 厚生労働省から示された山形県の研修医募集定員の上限127名の範囲内で、各基幹型臨床研修病院の意向等を踏まえ、次のとおり令和4年度研修医募集定員を設定してはどうか。
 【募集定員設定上限：127名】 → 【募集定員(案)120名】

病院名	所在市区町村	医師少数区域	研修医受入実績 (他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)			①~③の最大値	医師少数区域加算	基礎数 ④+⑤	加算要素				4年度募集定員(案)	<参考>3年度募集定員	病院希望定員
			30年度受入数	31年度受入数	2年度受入数				医師派遣加算	小児科・産科プログラム加算	医師確保促進加算	地域医療重点プログラム加算			
			①	②	③				④	⑤	A	B			
山形県立中央病院	山形市		14	15	15	15		15				1	16	16	16
山形市立病院済生館	山形市		4	6	3	6		6			4		10	10	10
山形大学医学部附属病院	山形市		22	24	23	24		24	7	4	15	1	51	50	52
日本海総合病院	酒田市	○	10	11	11	11	1	12				1	13	12	13
米沢市立病院	米沢市		2	1	3	3		3			1		4	4	4
公立置賜総合病院	川西町		7	9	5	9		9				1	10	9	10
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	○	3	4	4	4	1	5					5	5	5
山形県立新庄病院	新庄市	○	2		1	2	1	3			1	1	5	4	5
山形済生病院	山形市		4	2	3	4		4			1	1	6	5	6
山形県 計			68	72	68	78	3	81	7	4	22	6	120	115	121

※地域枠限定選考に係る地域医療重点プログラム加算を各地域密着型臨床研修病院1名に設定するため、山形大学医学部附属病院の病院希望募集定員から1名を減じている。